

(公印省略)
神港港第466号
令和5年1月16日

神戸港港湾審議会
会長 竹林 幹雄 様

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

神戸港港湾計画（軽易な変更）について（諮問）

港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、神戸港港湾計画の軽易な変更について、貴会の意見を求めます。

神戸港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和5年1月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会

- 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会
- 平成 30 年 3 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 2 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 3 月 交通政策審議会第 74 回港湾分科会
- 令和 元年 6 月 神戸港港湾審議会
- 令和 元年 7 月 交通政策審議会第 76 回港湾分科会
- 令和 3 年 1 月 神戸港港湾審議会
- 令和 3 年 3 月 交通政策審議会第 81 回港湾分科会
- 令和 4 年 3 月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 旅客船埠頭計画	4
3 小型船だまり計画	5
4 臨港交通施設計画	7
港湾の環境の整備及び保全	8
1 港湾環境整備施設計画	8
土地造成及び土地利用計画	9
1 土地造成計画	9
2 土地利用計画	10
港湾の効率的な運営に関する事項	11
1 効率的な流通業務を特に促進する区域	11
その他重要事項	12
1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	12

変更理由

- 1 中突堤・高浜地区において、ウォーターフロントエリアの回遊性を強化し、更なる賑わい空間の創出を図るため、旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、臨港交通施設計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を計画する。
また、中突堤・高浜地区における小型船だまり計画の変更に伴い、小型船だまりの移転先としてポートアイランド地区の小型船だまり計画を計画する。
- 2 新港東ふ頭地区、摩耶ふ頭地区の老朽化した物流施設が集積するエリアにおいて、施設の建替え及び更新を促進し、物流機能の高度化を図るため、公共埠頭計画、土地利用計画及び「効率的な流通業務を特に促進する区域」を計画するとともに、「物流施設の再編・高度化を促進する区域」を新設する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 新港東ふ頭地区

民間活力を導入し、老朽化した倉庫・上屋が集積するエリアの再編による物流施設の高度化・効率化を促進するための用地確保のため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m	岸壁 2 バース	延長 480 m	[既設]
水深 10 m	岸壁 6 バース	延長 1,020 m	[既設]
水深 4 m	物揚場	延長 192 m	[既設]
埠頭用地	16 ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	
			[既設の変更計画]

既設

水深 12 m	岸壁 2 バース	延長 480 m
水深 10 m	岸壁 6 バース	延長 1,020 m
水深 4 m	物揚場	延長 192 m
埠頭用地	22 ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-2 摩耶ふ頭地区

民間活力を導入し、老朽化した倉庫・上屋が集積するエリアの再編による物流施設の高度化・効率化を促進するための用地確保のため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深6.3m 岸壁1バース 延長122m [既設]

水深4.5m 岸壁9バース 延長728m [既設]

水深4m 物揚場 延長1,449m [既設]

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深6.3m 岸壁1バース 延長122m

水深4.5m 岸壁9バース 延長728m

水深4m 物揚場 延長1,449m

埠頭用地 10ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

2 旅客船埠頭計画

2-1 中突堤・高浜地区

ウォーターフロントの一体的な賑わい空間を創出するための用地確保のため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

小型栈橋	3基	[既設]
埠頭用地	1ha (旅客施設用地)	[既設の変更計画]

〔既設	小型栈橋	3基	〕
	埠頭用地	1ha (旅客施設用地)	

3 小型船だまり計画

3-1 中突堤・高浜地区

中突堤・高浜地区における土地造成に伴い、官公庁船、作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

防波堤（波除） 延長 2 4 5 m（うち、1 1 5 m既設）

[既設の変更計画]

小型栈橋 8 基 [新規計画]

なお、これに伴い、次の既設の防波堤（波除）延長 1 2 2 m、物揚場延長 2 8 7 mを廃止する。

既設

防波堤（波除） 延長 2 3 7 m

物揚場 水深 2 . 7 m 2 8 7 m

埠頭用地 1 h a

3-2 ポートアイランド地区

中突堤・高浜地区における小型船だまり計画の変更に伴い、官公庁船、作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

防波堤 延長 330 m (うち、130 m 既設)

[既設の変更計画]

物揚場 水深 4.0 m 964 m [既設]

栈橋 (岸壁) 水深 7.5 m 155 m [既設]

ドルフィン 水深 6.0 m 155 m [既設]

小型栈橋 8 基 [新規計画]

既設

防波堤 延長 130 m

物揚場 水深 4.0 m 964 m

栈橋 (岸壁) 水深 7.5 m 155 m

ドルフィン 水深 6.0 m 155 m

4 臨港交通施設計画

4-1 中突堤・高浜地区

中突堤・高浜地区における土地造成に伴い、以下の臨港交通施設計画を削除する。

既定計画 臨港道路メリケンパーク連絡線（歩行者専用） 起点 メリケンパーク 終点 新港第1突堤
--

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

中突堤・高浜地区において、良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設計画について以下のとおり計画する。

- (1) ウォーターフロントの一体的な賑わい空間の創出を図るため、緑地を次のとおり計画する。

	中突堤・高浜地区	緑地	15ha	[既設の変更計画]
〔	既設			
	中突堤・高浜地区	緑地	15ha	
〕				

土地造成及び土地利用計画

1 土地造成計画

中突堤・高浜地区において、回遊性を強化し、更なる賑わい空間の創出を図るため、土地造成計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	交流厚生用地	緑地	合計
中突堤・高浜地区	(3) 3	(1) 1	(3) 3

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

中突堤・高浜地区における更なる賑わい空間の創出や、新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区における老朽化した倉庫・上屋が集積するエリアの再編による物流施設の高度化・効率化を促進するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
中突堤・高浜地区	(6) 6		(21) 21			(1) 1	(15) 15	(42) 44
新港東ふ頭地区	(19) 19	(66) 66	(4) 4			(2) 3	(5) 9	(95) 100
摩耶ふ頭地区	(23) 23	(77) 77		(17) 17			(5) 5	(122) 122

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な流通業務を特に促進する区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点を形成するため、以下の区域において、効率的な流通業務を特に促進するように措置することを計画する。

国際海上コンテナ輸送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等を新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区に配置する。

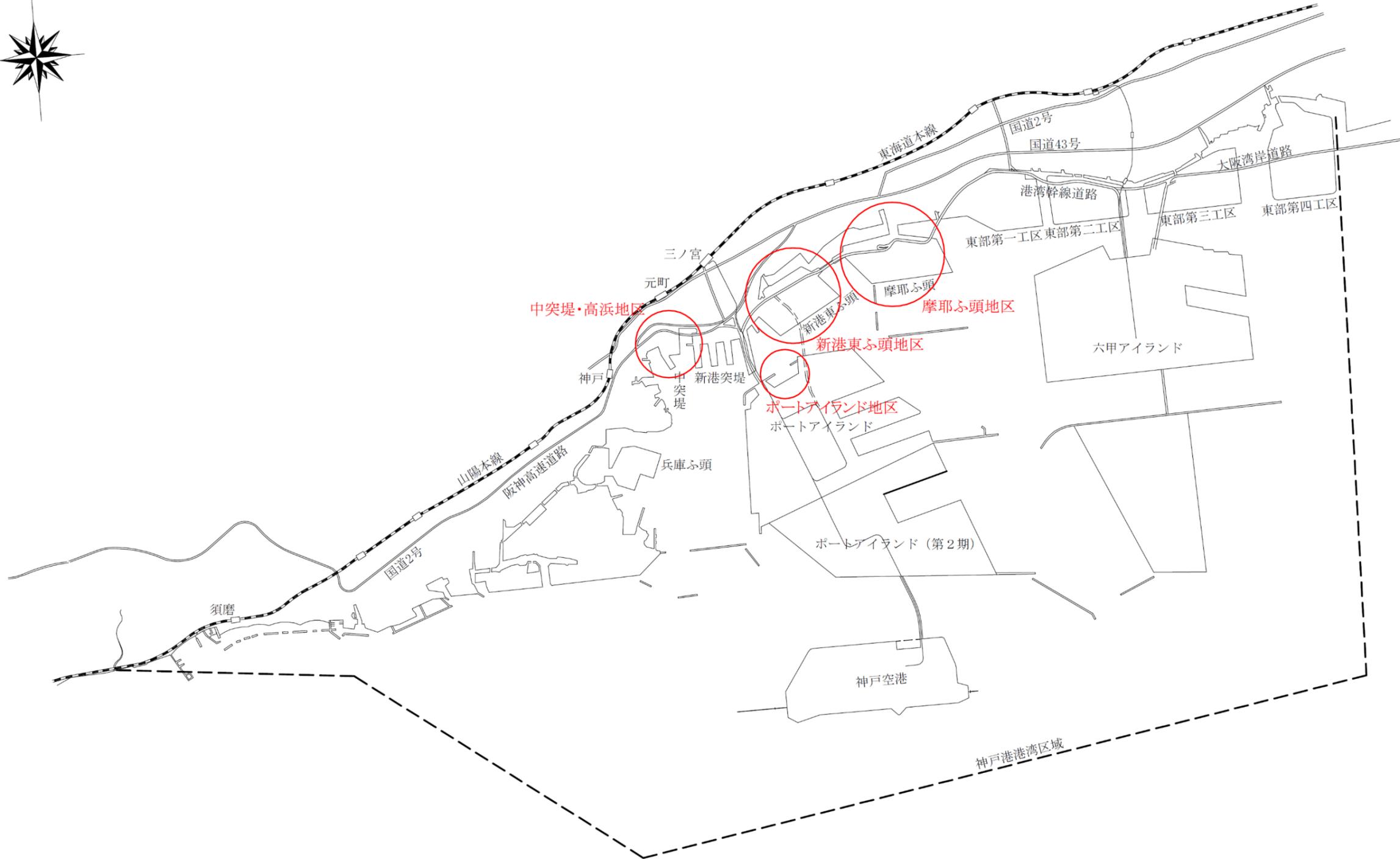
その他重要事項

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 物流施設の再編・高度化を促進する区域

新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区の老朽化した倉庫が集積するエリアにおいて、施設の建替え及び更新の誘導により、コンテナターミナルと連携し、国際コンテナ戦略港湾政策における創貨に資する物流機能の高度化を促進するとともに、脱炭素化や省力化などの新たな付加価値を提供する最新の物流施設の集積を図るため、物流施設の再編・高度化を促進する区域を新設する。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



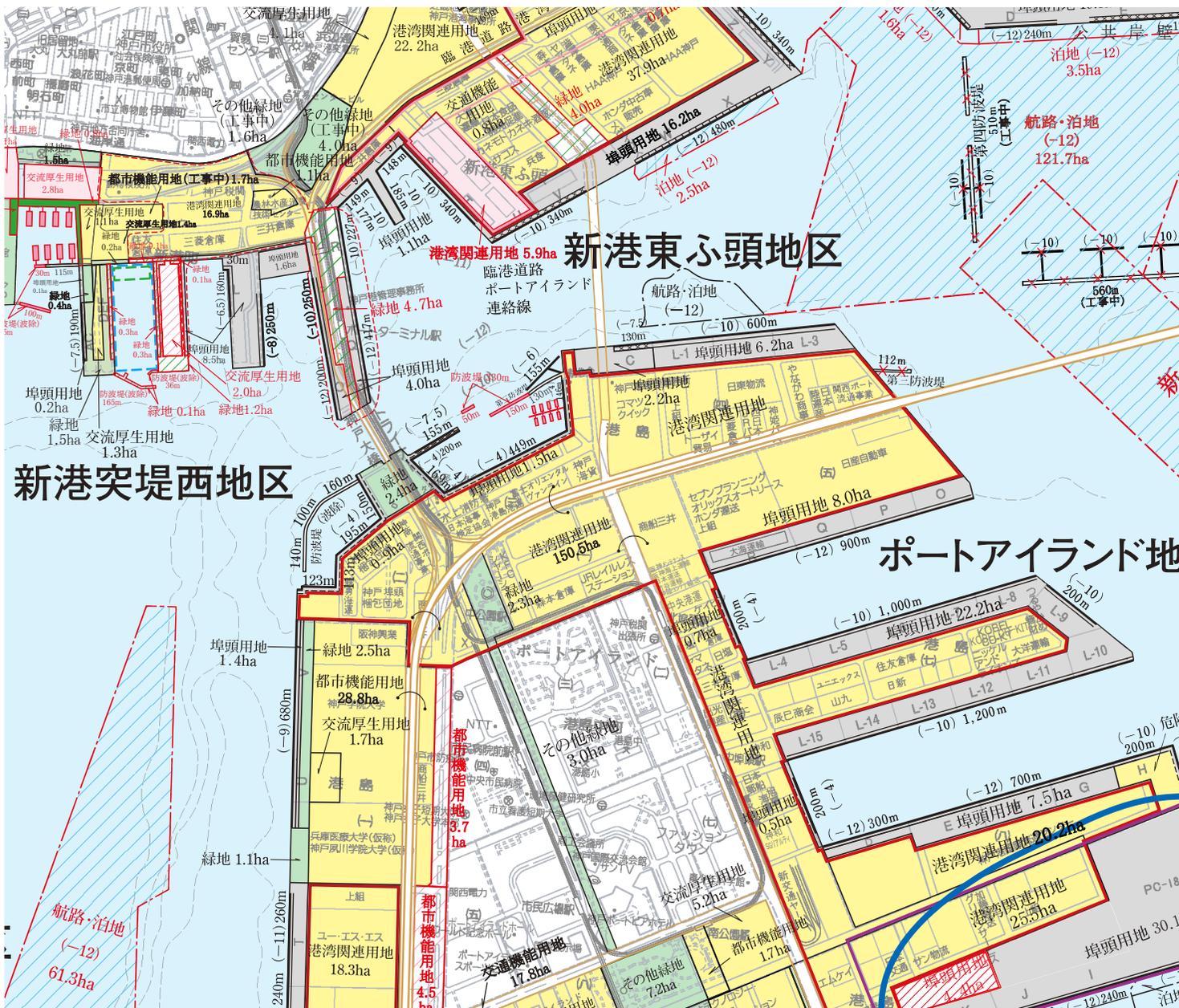
凡 例	
	計画変更箇所

神戸港湾計画図

神戸港港湾計画図

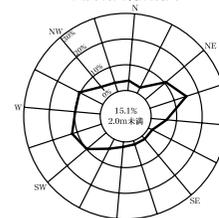
ポートアイランド地区

凡 例

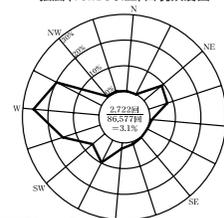


	航路・泊地	(既設及び工事中)
	航路・泊地	(既定計画)
	外郭施設	(既設及び工事中)
	外郭施設	(既定計画)
	外郭施設	(今回計画)
	公共岸壁	(既設)
	耐震強化岸壁 (緊急物資輸送)	(既設)
	公共物資補給岸壁	(既設)
	公共物揚場	(既設)
	ドルフィン	(既設及び工事中)
	小型棧橋	(今回計画)
	埠頭用地	(既設及び工事中)
	埠頭用地	(既定計画)
	埠頭用地	(今回計画)
	緑地	(既定計画)
	緑地	(今回計画)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既設及び工事中)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既定計画)
	その他の用地	(既定計画)
	その他の用地	(今回計画)
	撤去	
	自然的環境を整備又は保全する区域	
	効率的な運営を特に促進する区域	
	臨海部物流拠点の形成を図る区域	
	効率的な流通業務を特に促進する区域	
	物流施設の再編・高度化を促進する区域	
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	
	レクリエーション等活性化水域	
	海岸保全ライン(参考)	

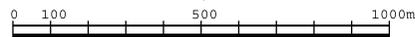
風向別出現頻度図



強風(10m/s以上)出現頻度図



1:20,000



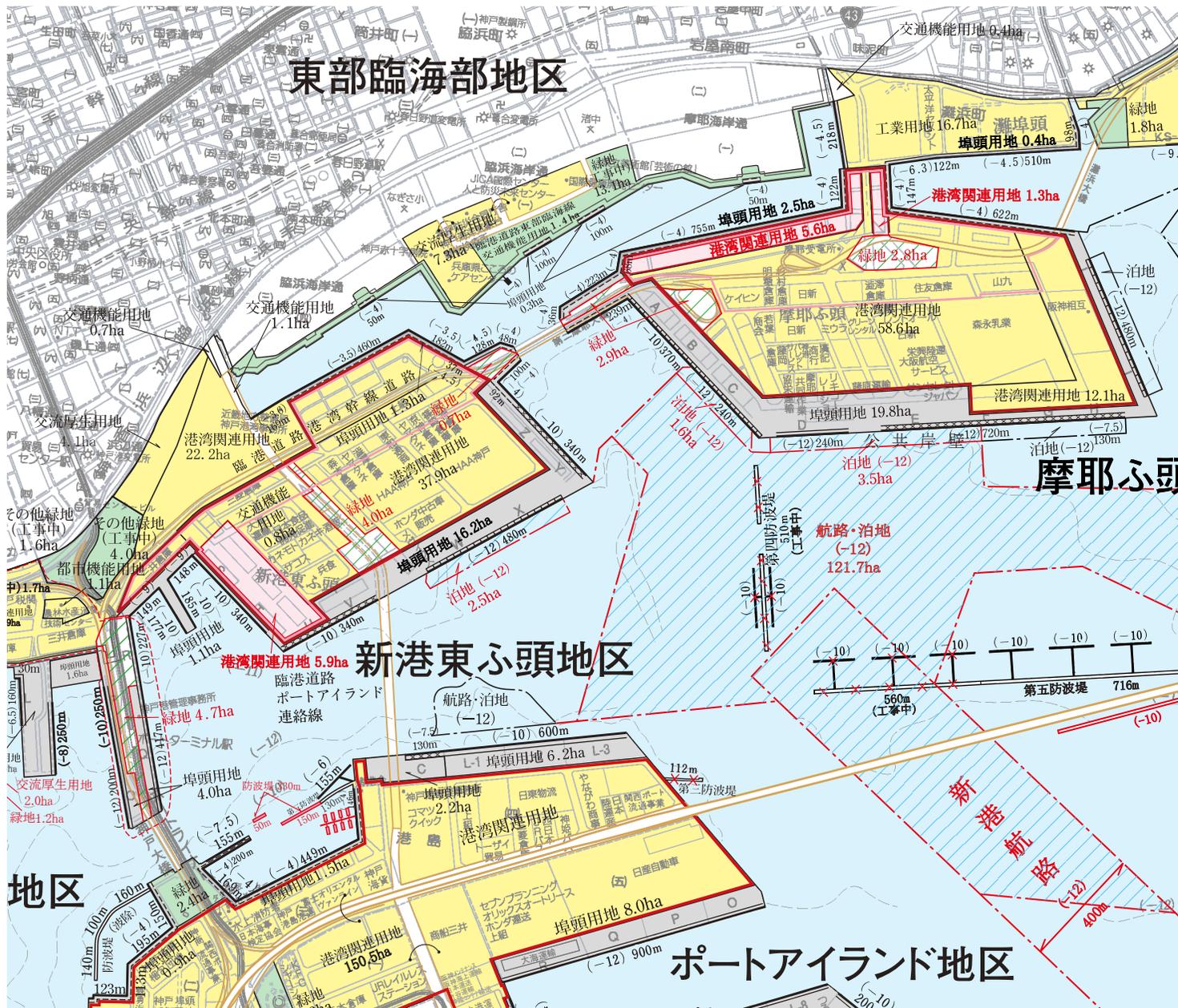
注) 観測回数 86,577回
2.0m未満出現回数 13,116回
出現率 15.1%

注) 観測回数 86,577回
10m以上出現回数 2,722回
出現率 3.1%
(観測期間:1997年4月~1998年3月、
欠測期間:1995年4月~1996年3月)

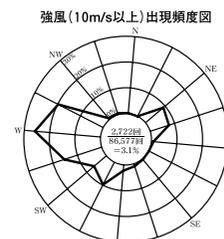
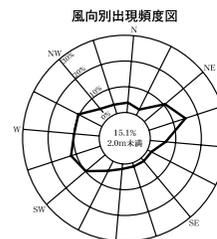
神戸港港湾計画図

凡 例

新港東埠頭地区、摩耶埠頭地区



	航路・泊地	(既設及び工事中)
	航路・泊地	(既定計画)
	外郭施設	(既設及び工事中)
	外郭施設	(既定計画)
	公共岸壁	(既設)
	耐震強化岸壁 (緊急物資輸送)	(既設)
	公共物資補給岸壁	(既設)
	公共物揚場	(既設)
	ドルフィン	(既設及び工事中)
	小型棧橋	(既設)
	小型棧橋	(今回計画)
	埠頭用地	(既設)
	緑地	(既設及び工事中)
	緑地	(既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既設及び工事中)
	その他の用地	(既設及び工事中)
	その他の用地	(今回計画)
	撤去	
	効率的な流通業務を特に促進する区域	
	物流施設の再編・高度化を促進する区域	
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	
	海岸保全ライン (参考)	



注) 観測回数 86,577回
2.0m未満出現回数 13,116回
出現率 15.1%

注) 観測回数 86,577回
10m以上出現回数 2,722回
出現率 3.1%

(観測期間: 1987年4月~1998年3月、
欠測期間: 1995年4月~1998年3月)

神戸港港湾計画資料(案)

— 軽易な変更 —

令和5年1月

神戸港港湾管理者
神戸市

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 公共埠頭計画	2
2-2 旅客船埠頭計画	5
2-3 小型船だまり計画	7
2-4 臨港交通施設計画	13
3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	14
3-1 港湾環境整備施設計画	14
4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	16
4-1 土地造成計画	16
4-2 土地利用計画	17
5. 港湾の効率的な運営に関する事項	19
5-1 効率的な流通業務を特に促進する区域	19
6. その他重要事項	21
6-1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	21
7. 環境の保全に関する資料	23
8. その他の資料	24
8-1 関係機関との調整	24
8-2 地方港湾審議会委員名簿	25

1. 変更理由

- 1 中突堤・高浜地区において、ウォーターフロントエリアの回遊性を強化し、更なる賑わい空間の創出を図るため、旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、臨港交通施設計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を計画する。
また、中突堤・高浜地区における小型船だまり計画の変更に伴い、小型船だまりの移転先としてポートアイランド地区の小型船だまり計画を計画する。
- 2 新港東ふ頭地区、摩耶ふ頭地区の老朽化した物流施設が集積するエリアにおいて、施設の建替え及び更新を促進し、物流機能の高度化を図るため、公共埠頭計画、土地利用計画及び「効率的な流通業務を特に促進する区域」を計画するとともに、「物流施設の再編・高度化を促進する区域」を新設する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 公共埠頭計画

(1) 公共埠頭計画の変更箇所

公共埠頭計画の変更箇所は図2-1-1に示すとおり、新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区である。

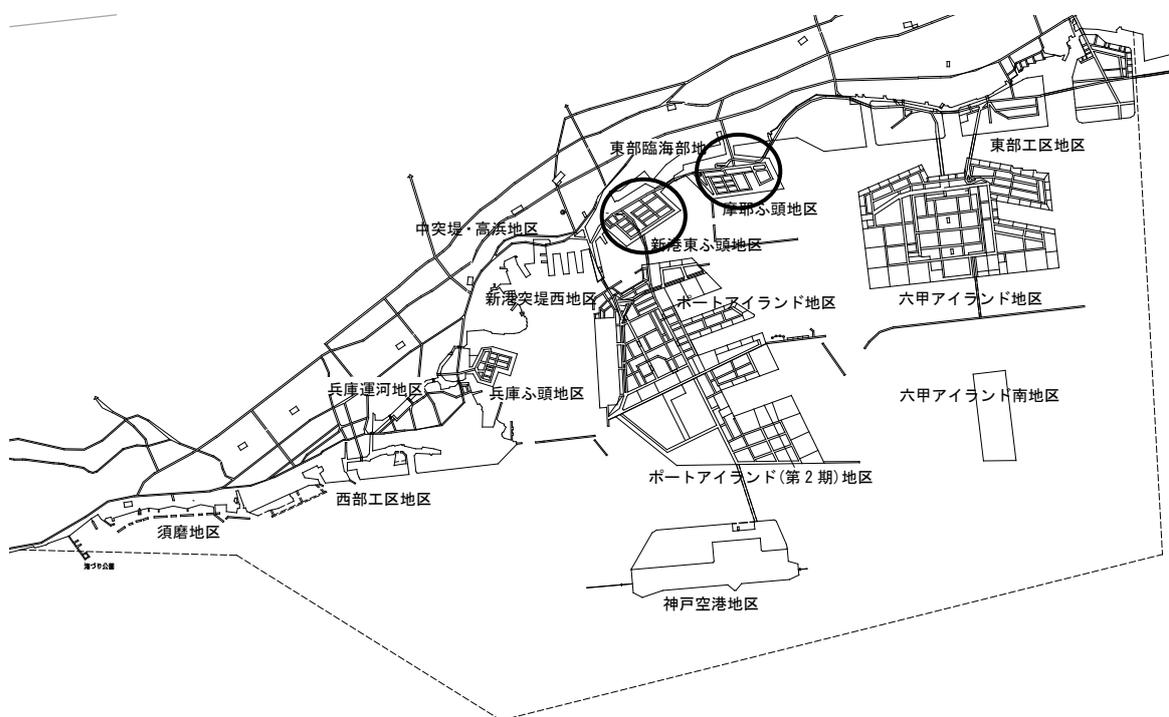


図2-1-1 公共埠頭変更箇所位置図

(2) 公共埠頭計画の変更内容

民間活力を導入し、老朽化した倉庫・上屋が集積するエリアの再編による物流施設の高度化・効率化を促進するための用地確保のため、公共埠頭計画を表2-1-1のとおり計画する。

表2-1-1 公共埠頭計画

地区		施設	水深 (m)	延長 (m)	バー ス数	埠頭用地 (ha)	備考
新港東ふ頭 地区	①	岸壁	(12)	(480)	(2)	16.2 (22.1)	既設の 変更計画
		岸壁	(10)	(1,020)	(6)		
		物揚場	(4)	(192)	—		
摩耶ふ頭 地区	②	岸壁	(4.5)	(218)	(1)	2.3 (8.1)	既設の 変更計画
		物揚場	(4)	(1,204)	—		
	③	岸壁	(6.3)	(122)	(1)	0.4 (1.7)	既設の 変更計画
		岸壁	(4.5)	(510)	(8)		
		物揚場	(4)	(245)	—		

注1) ()内は既設である。

注2) 今回変更に係る施設についてのみ記述した。

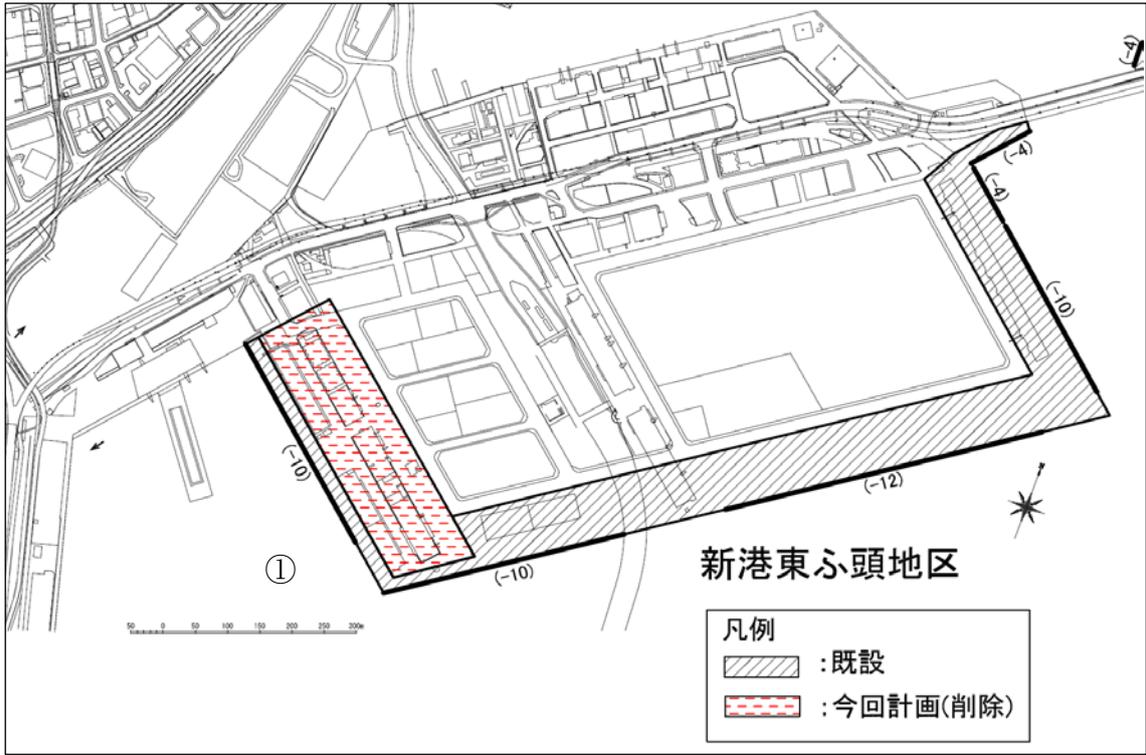


図 2 - 1 - 2 新港東ふ頭地区埠頭用地位置図 (公共埠頭計画)

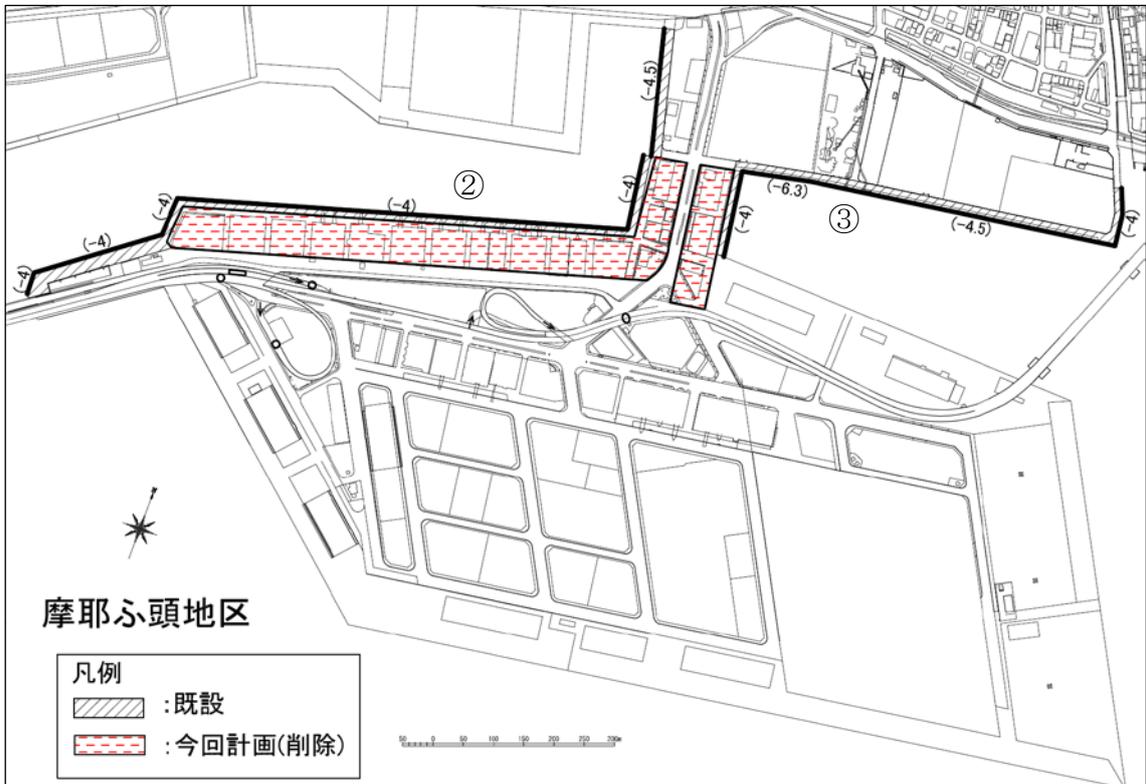


図 2 - 1 - 3 摩耶ふ頭地区埠頭用地位置図 (公共埠頭計画)

2-2 旅客船埠頭計画

(1) 旅客船埠頭計画の変更箇所

旅客船埠頭計画の変更箇所は図2-2-1に示すとおり、中突堤・高浜地区である。

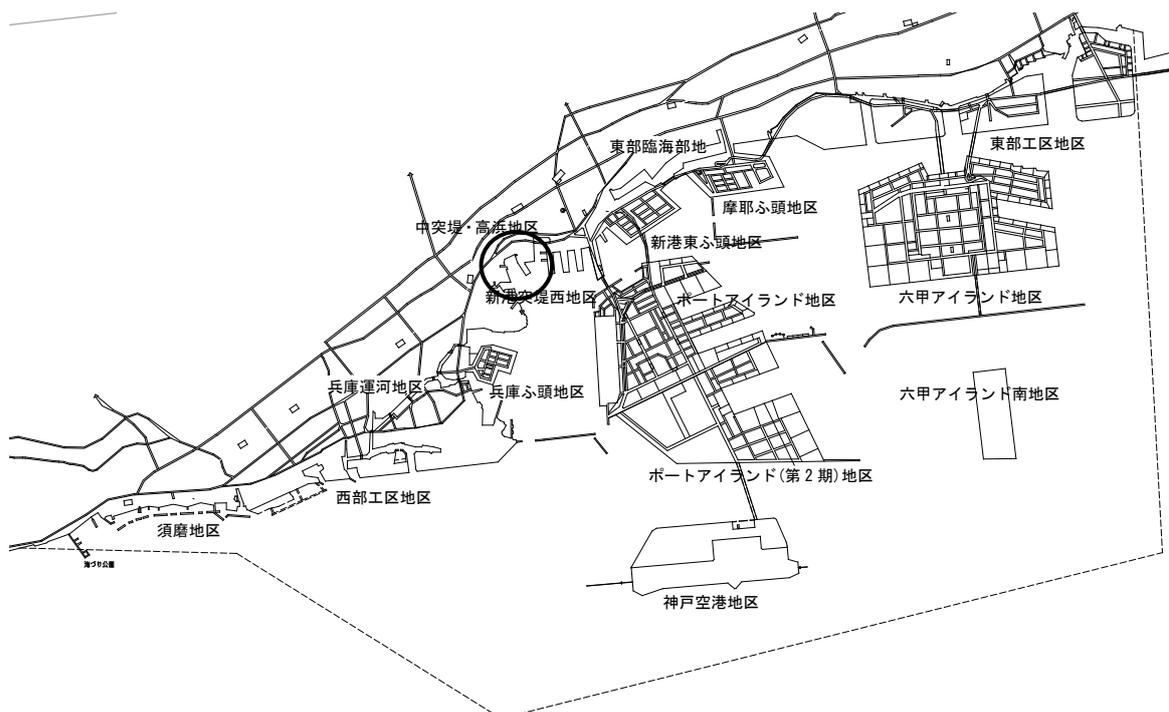


図2-2-1 旅客船埠頭変更箇所位置図

(2) 旅客船埠頭計画の変更内容

港における賑わい空間を創出するため、旅客船埠頭計画を表2-2-1のとおり計画する。

表2-2-1 旅客船埠頭計画

地区	施設	水深 (m)	延長 (m)	基数 (基)	埠頭用地 (ha)	内容	対象船舶
中突堤・高浜地区	小型 栈橋	(-4.0)	—	(3)	0.9 (1.1)	既設の 変更計画	小型船

注1) ()内は既設である。

注2) 今回変更に係る施設についてのみ記述した。

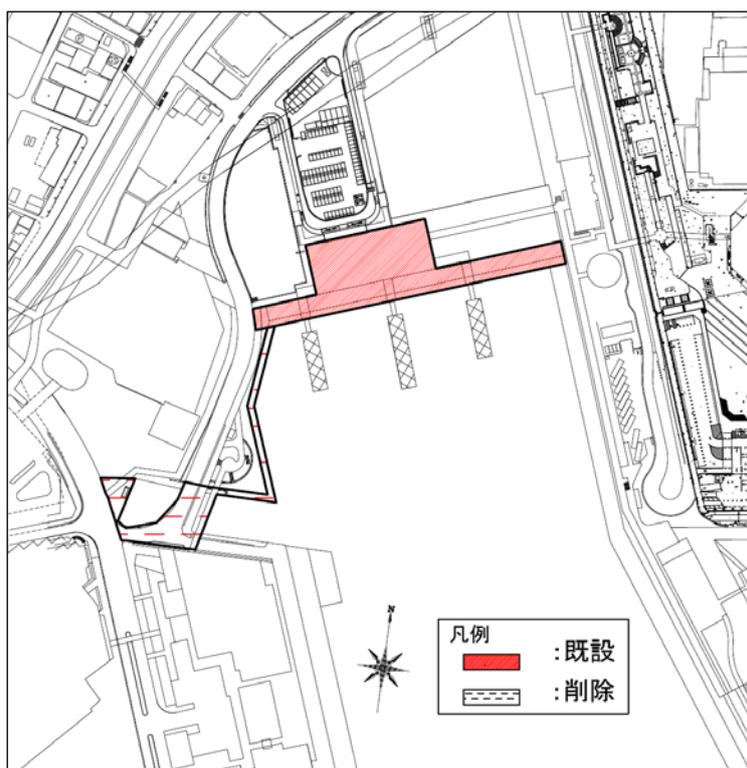


図2-2-2 中突堤・高浜地区埠頭用地位置図 (旅客船埠頭計画)

2-3 小型船だまり計画

(1) 小型船だまり計画の変更箇所

小型船だまり計画の変更箇所は図2-3-1に示すとおり、中突堤・高浜地区及びポートアイランド地区である。

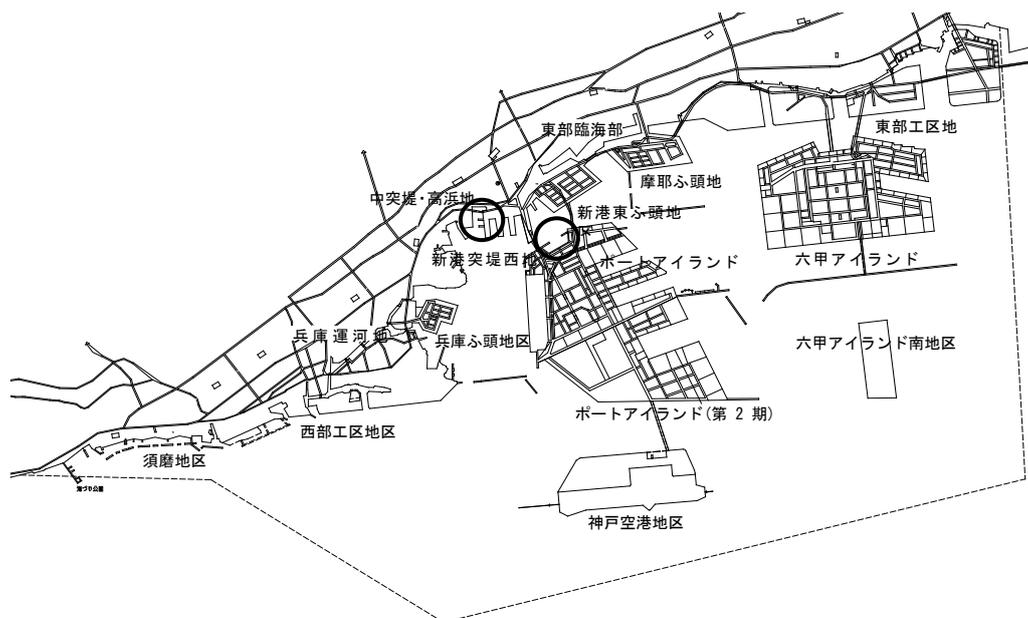


図2-3-1 小型船だまり変更箇所位置図

(2) 小型船だまり計画の変更内容

京橋船だまりの埋め立てに伴い、小型船だまり計画を表2-3-1のとおり計画する。

表2-3-1 小型船だまり計画

地区	施設名	対象船舶	施設内容	備考
中突堤・高浜地区	京橋船だまり	官公庁船 作業船等	防波堤(波除) 245m 小型栈橋 8基	うち、115m 既設 新規計画
ポートアイランド地区	ポートアイランド東船だまり	官公庁船 作業船等	防波堤 330m -4.0m 物揚場 964m -7.5m 栈橋(岸壁) 155m -6.0m ドルフィン 155m 小型栈橋 8基	うち、130m 既設 既設 既設 既設 新規計画

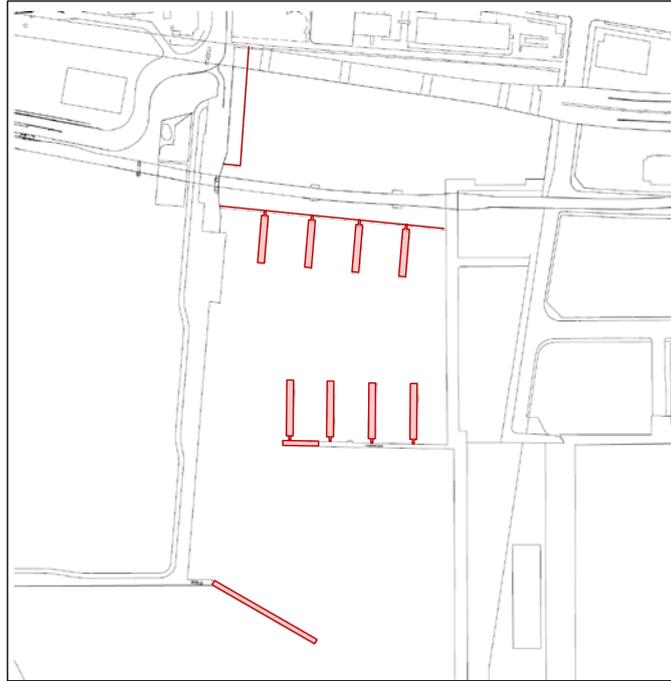


図 2 - 3 - 2 中突堤・高浜地区小型船だまり計画

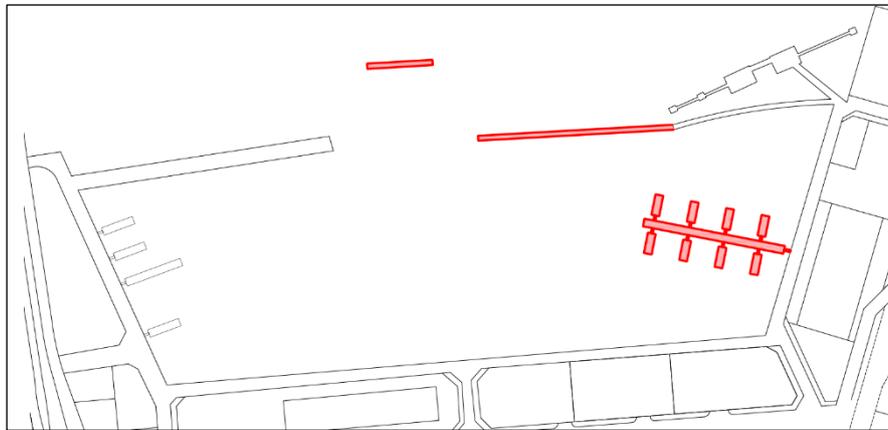


図 2 - 3 - 3 ポートアイランド地区小型船だまり計画

(3) 静穏度の検討

1) 中突堤・高浜地区

中突堤・高浜地区における静穏度は次に示すとおりである。

① 静穏度の目標値

静穏度の目標値は表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 静穏度の目標値

区分	係留施設前面波高	稼働率
通常時	0.3m	97.5%
異常時	0.5m	—

② 検討対象水域

検討対象の水域は図 2-3-4 に示すとおりである。

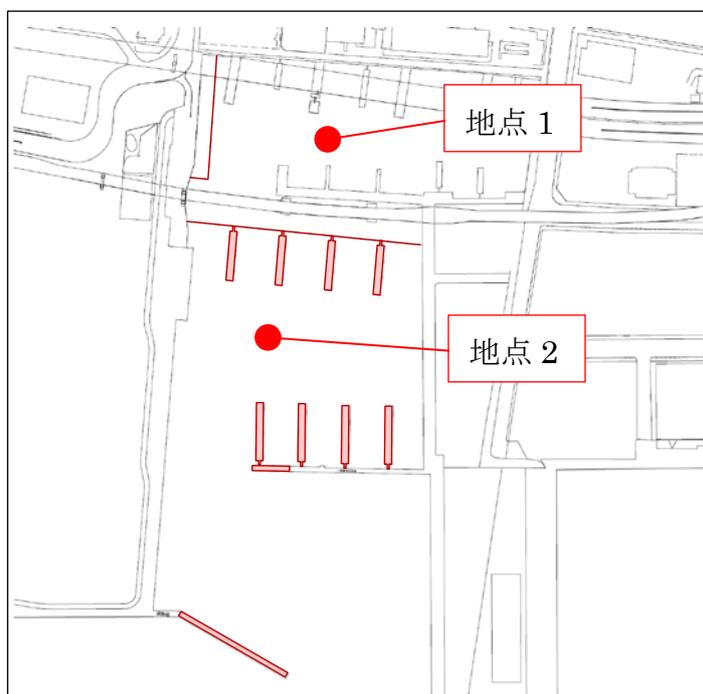


図 2-3-4 中突堤・高浜地区における静穏度の検討対象水域

③ 通常時における静穏度

通常時における検討対象水域での波高 30cm 以下の出現率は、表 2-3-3 及び 2-3-4 に示すとおりであり、今回計画において、静穏度の目標 97.5% を達成している。

表 2-3-3 中突堤・高浜地区における通常時の稼働率

		地点 1	地点 2
波高 0.3m 以下の 出現率 (%)	現況	98.4	98.8
	今回計画	埋立	99.9

④ 異常時における静穏度

異常時における検討対象水域での静穏度については、波高 50 cm 未満が今回計画における目標値となっており、表 2-3-4 に示すとおり、目標を達成している。

表 2-3-4 中突堤・高浜地区における異常時の波高

		地点 1	地点 2
波高 (m)	現況	0.20	0.79
	今回計画	埋立	0.22

2) ポートアイランド地区

ポートアイランド地区における静穏度は次に示すとおりである。

① 静穏度の目標値

静穏度の目標値は表 2-3-5 に示すとおりである。

表 2-3-5 静穏度の目標値

区分	係留施設前面波高	稼働率
通常時	0.3m	97.5%
異常時	0.5m	—

② 検討対象水域

検討対象の水域は図 2-3-5 に示すとおりである。

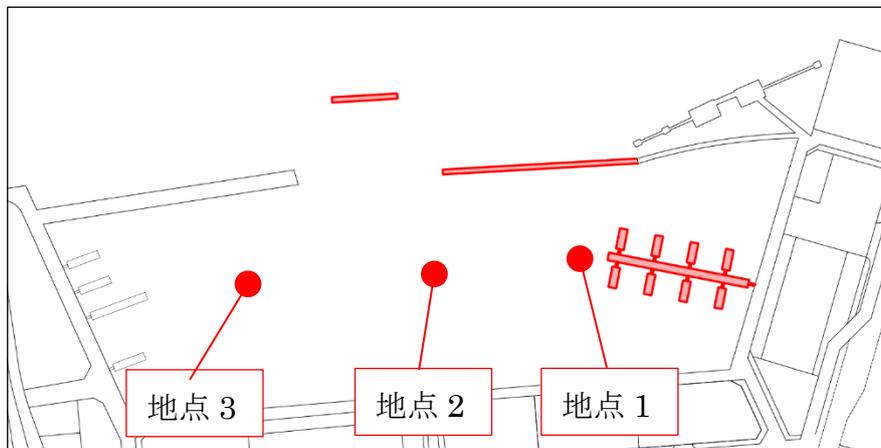


図 2-3-5 ポートアイランド地区における静穏度の検討対象水域

③ 通常時における静穏度

通常時における検討対象水域での波高 30cm 以下の出現率は、表 2-3-6 に示すとおりであり、今回計画において、静穏度の目標 97.5% を達成している。

表 2-3-6 ポートアイランド地区における通常時の稼働率

		地点 1	地点 2	地点 3
波高 0.3m以下の 出現率 (%)	現況	100.00	100.00	100.00
	今回計画	100.00	100.00	100.00

④ 航走波発生時における静穏度

航走波発生時における検討対象水域での静穏度については、波高 50 cm 未満が今回計画における目標値となっており、表 2-3-7 に示すとおり、目標を達成している。

表 2-3-7 ポートアイランド地区における航走波発生時の波高

		地点 1	地点 2	地点 3
波高 (m)	現況	0.44	0.95	0.44
	今回計画	0.27	0.25	0.21

2-4 臨港交通施設計画

京橋船だまりの埋め立てに伴い、表 2-4-1 の臨港交通施設計画を削除する。

表 2-4-1 臨港交通施設計画

施設名	起点	終点	備考
メリケンパーク連絡線 (歩行者専用)	メリケンパーク	新港第1突堤	削除



図 2-4-1 臨港交通施設位置図 (臨港交通施設計画)

3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

3-1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 中突堤・高浜地区において、ウォーターフロントの一体的な賑わい空間の創出を図るため、緑地を計画する。

表 3 - 1 - 1 港湾環境整備施設計画

地区	番号	名称	面積 (ha)	種類	備考
中突堤・高浜 地区	①	メリケンパーク	9.5	シンボル 緑地	既設の 変更計画
	②	京橋緑地	1.5	親水緑地	既設の 変更計画
中突堤・高浜 地区	③	高浜緑地	0.9	シンボル 緑地	既設
	④	国産・弁天緑地	0.9	定期船発 着所緑地	既設の 変更計画
	⑤	新港第1突堤緑地	0.4	定期船発 着所緑地	既設
	⑥	ハーバーランド広場②	0.1	親水緑地	既設
	⑦	高浜ウォーターフロント緑地	0.4	定期船発 着所緑地	既設
	⑧	京橋緑地②	0.8	修景緑地	新規

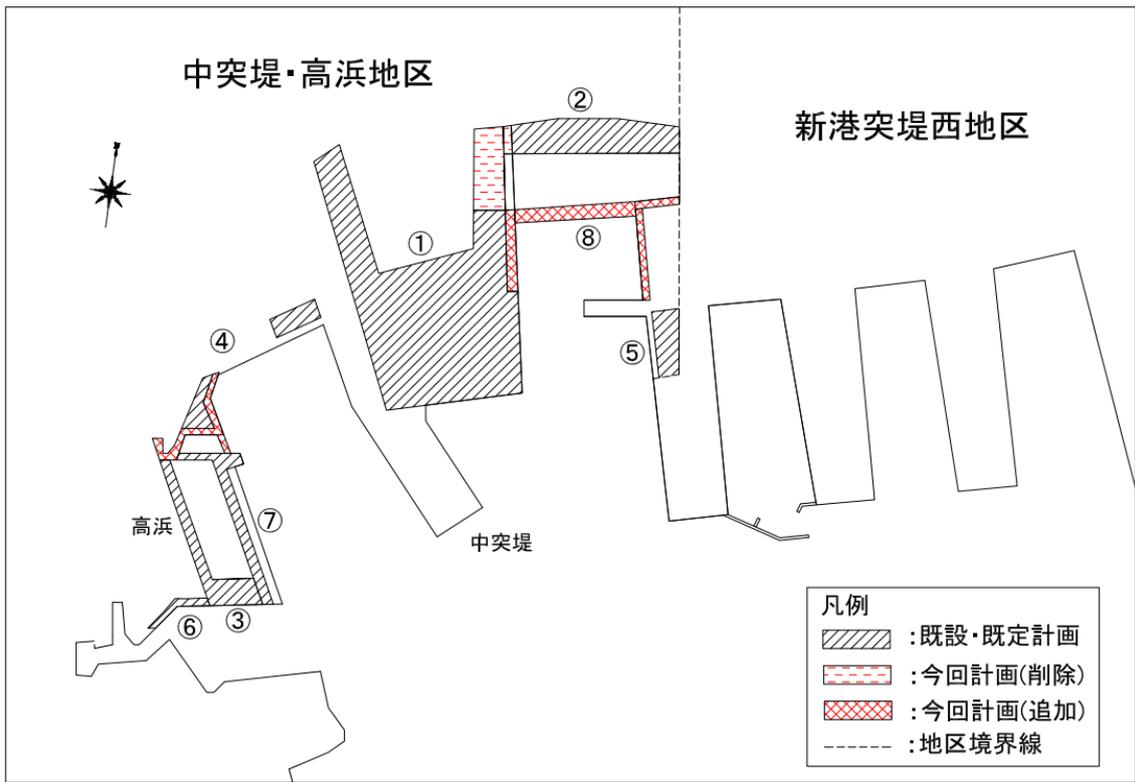


図 3 - 1 - 1 中突堤・高浜地区緑地位置図

4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

4-1 土地造成計画

中突堤・高浜地区において、回遊性を強化し、更なる賑わい空間の創出を図るため、土地造成計画を次のとおり計画する。

表 4 - 1 - 1 土地造成計画（新規計画）

（単位：ha）

地区名	用途	交流厚生用地	緑地	合計
	中突堤・高浜地区		(2.8) 2.8	(0.5) 0.5

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

4-2 土地利用計画

中突堤・高浜地区における更なる賑わい空間の創出や新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区における老朽化した倉庫・上屋が集積するエリアの再編による物流施設の高度化・効率化を促進するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

表 4-2-1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
中突堤・高浜 地区	(5.5)		(21.0)			(1.1)	(14.5)	(42.1)
	5.5		21.0		1.4	1.1	15.0	44.0
新港東ふ頭地 区	(18.6)	(66.0)	(4.1)			(1.9)	(4.7)	(95.3)
	18.6	66.0	4.1			2.6	8.7	100.0
摩耶ふ頭地区	(22.7)	(77.3)		(16.7)			(5.3)	(122.0)
	22.7	77.3		16.7		0.4	5.3	122.4

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

表 4-2-2 変更前の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
中突堤・高浜 地区	(6.5) 6.5		(17.1) 17.1			(1.1) 1.1	(14.0) 14.5	(38.7) 40.6
新港東ふ頭地 区	(24.5) 24.5	(60.1) 60.1	(4.1) 4.1			(1.9) 2.6	(4.7) 8.7	(95.3) 100.0
摩耶ふ頭地区	(29.6) 29.6	(70.4) 70.4		(16.7) 16.7			(5.3) 5.3	(122.0) 122.4

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

5. 港湾の効率的な運営に関する事項

5-1 効率的な流通業務を特に促進する区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点を形成するため、以下の区域において、効率的な流通業務を特に促進するように措置することを計画する。

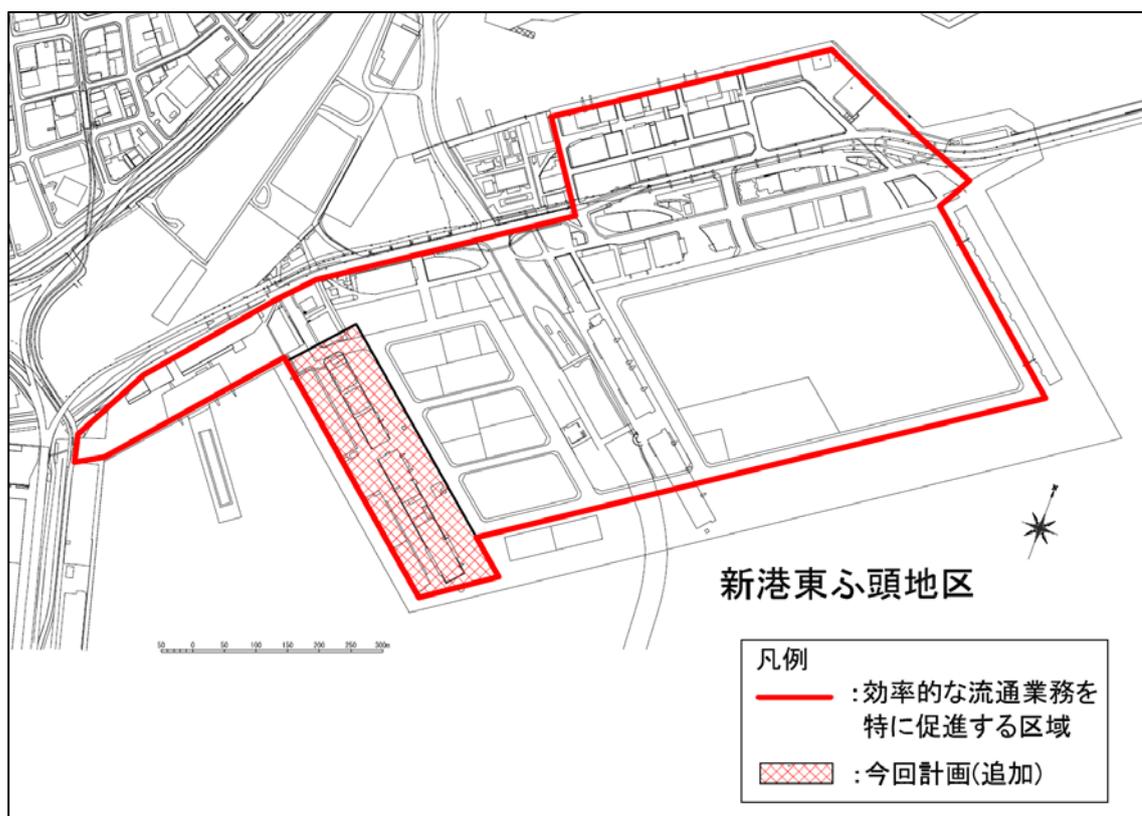


図5-1-1 効率的な流通業務を特に促進する区域位置図
(新港東ふ頭地区)

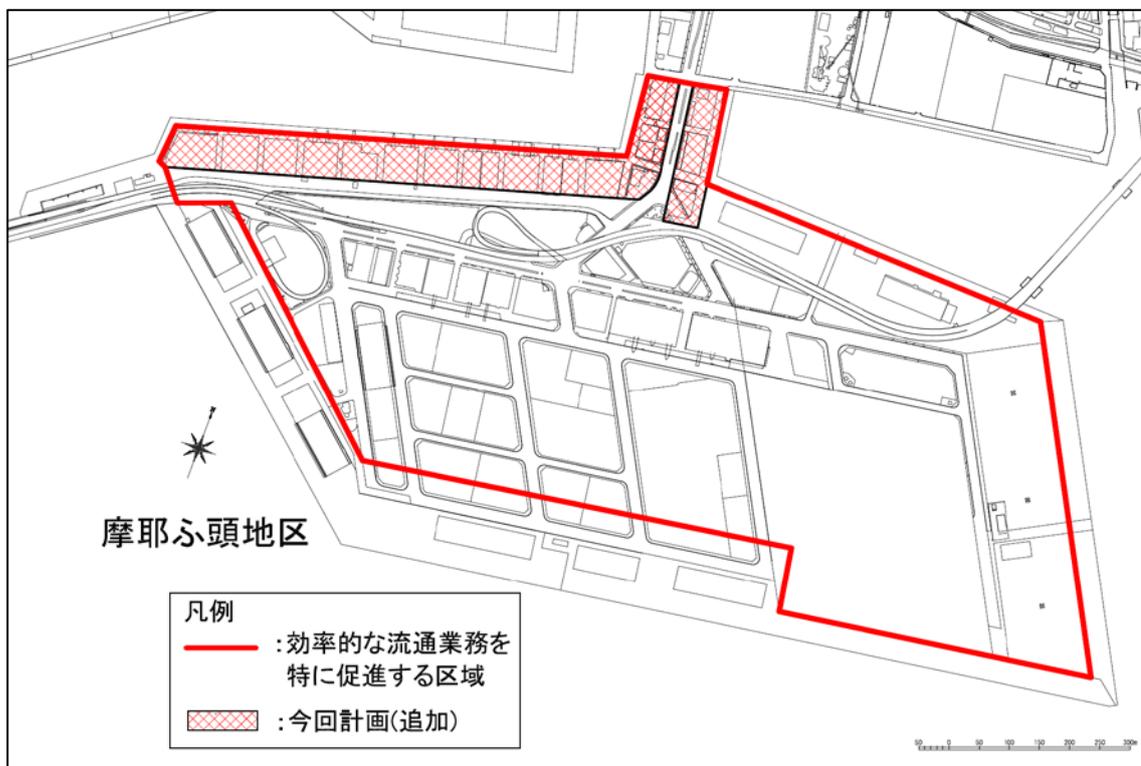


図5-1-2 効率的な流通業務を特に促進する区域位置図
(摩耶ふ頭地区)

6. その他重要事項

6-1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 物流施設の再編・高度化を促進する区域

新港東ふ頭地区及び摩耶ふ頭地区の老朽化した倉庫が集積するエリアにおいて、施設の建替え及び更新の誘導により、コンテナターミナルと連携し、国際コンテナ戦略港湾政策における創貨に資する物流機能の高度化を促進するとともに、脱炭素化や省力化などの新たな付加価値を提供する最新の物流施設の集積を図るため、物流施設の再編・高度化を促進する区域を新設する。

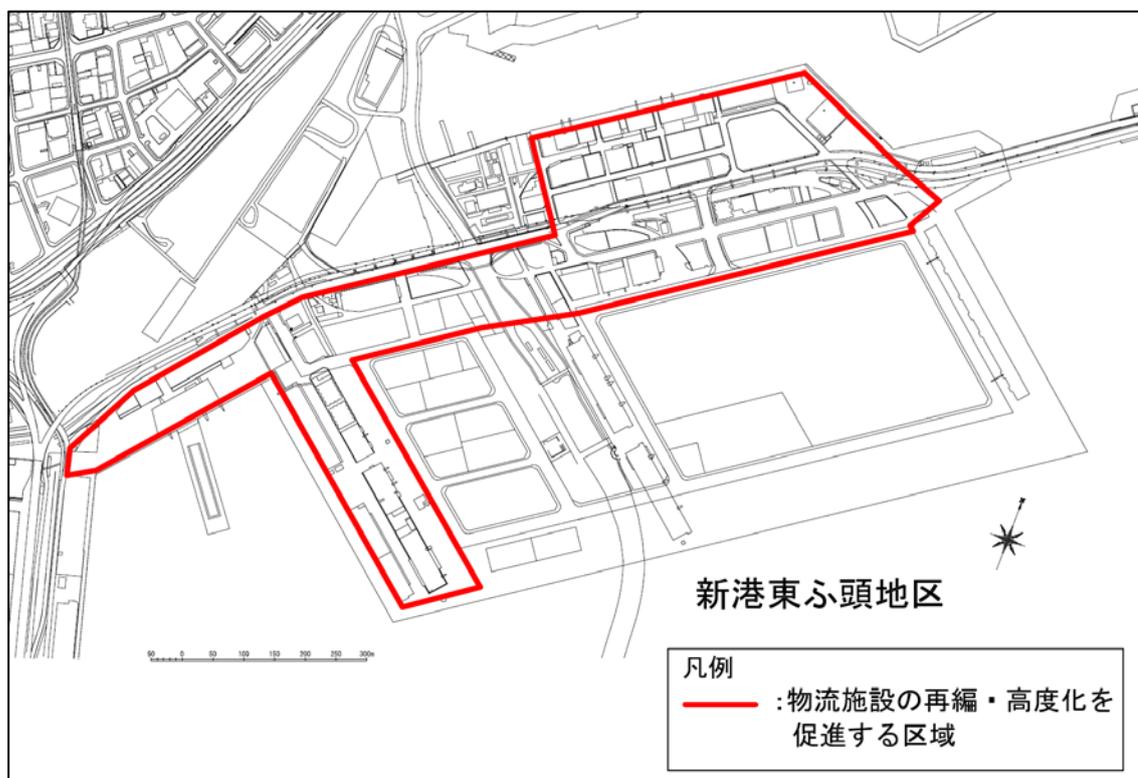


図6-1-1 物流施設の再編・高度化を促進する区域位置図
(新港東ふ頭地区)

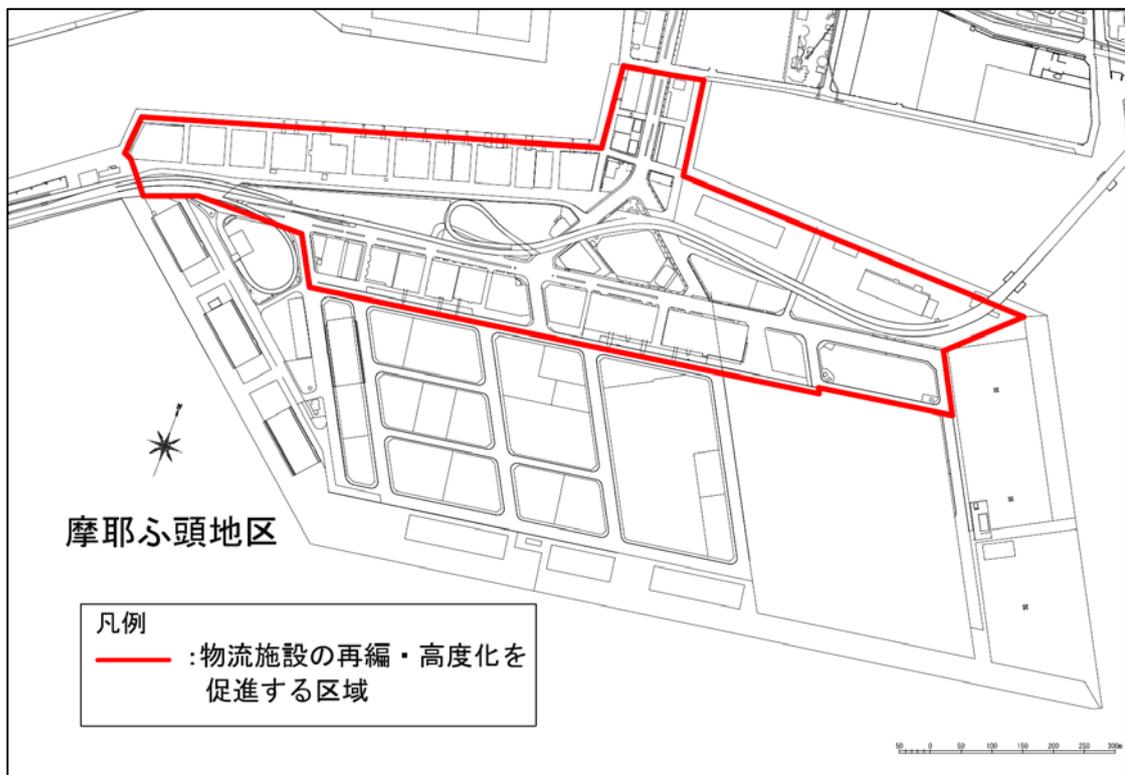


図 6 - 1 - 2 物流施設の再編・高度化を促進する区域位置図
(摩耶ふ頭地区)

7. 環境の保全に関する資料

中突堤・高浜地区について、ウォーターフロントエリアの回遊性向上のため、土地造成を行うが、埋立面積も小さく、既設の埠頭に囲まれた水域であることから、埋立てによる周辺海域への影響は軽微なものと考えられる。

埋立地の利用については、ウォーターフロント内の新港突堤西地区とメリケンパーク内の回遊性向上を図るため、プロムナード等を整備するとともに、人中心の空間作りを目指した賑わい創出に資する取り組みを推進するものであることから、環境に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画実施にあたっては、工法、工期について検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

8. その他の資料

8-1 関係機関との調整

別紙参照

8-2 地方港湾審議会委員名簿

神戸港港湾審議会 計画部会委員名簿

順不同

区 分	氏 名	役 職 名	備考
部会長	赤 井 伸 郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授	
委 員	石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科准教授	
	大 西 正 光	京都大学防災研究所附属巨大災害研究センター准教授	
	山 縣 宣 彦	一般財団法人みなと総合研究財団理事長	
	岡 村 正 之	神戸市会議員	
	北 川 道 夫	神戸市会議員	
	中 井 拓 志	オンラインネットワークエクスプレスジャパン株式会社代表取締役社長執行役員	
	浦 隆 幸	全日本海員組合関西地方支部長	
	渡 辺 学	近畿地方整備局長	
	宮 本 順 之	阪神港長	

関係機関との調整

(公印省略)
環 環 保 第 2251 号
令 和 4 年 1 月 18 日

港湾局長 長谷川 憲孝 様

環境局長 福本 富夫

神戸港港湾計画（軽易な変更）について（回答）

令和5年1月6日付け神港港第418号にて協議のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

特に意見なし。

五神航第671号
令和5年1月13日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造 殿

阪神港長
宮本 順之



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（回答）

令和5年1月6日付け神港港第418号による協議について、意見はありません。

なお、小型船だまり計画に伴う防波堤等の建設工事にあたっては、工事施工段階における船舶交通の安全を確保するため、所要の安全対策を検討のうえ事前に協議願います。

(公印省略)
神港港第 467 号
令和 5 年 1 月 16 日

神戸港港湾審議会
会長 竹林 幹雄 様

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

臨港地区の変更について (諮問)

神戸港港湾審議会条例第 2 条第 3 号の規定に基づき、神戸港の臨港地区を変更するにあたり、貴会の意見を求めます。

臨港地区の変更（案）について

令和5年1月

神戸港港湾管理者
神戸市

目 次

	頁
1. 臨港地区（港湾管理者案）について ……………	1
2. 神戸港の臨港地区内における分区図（案） ……………	3
〔参 考 資 料〕 ……………	4

1. 臨港地区（港湾管理者案）について

神戸港の臨港地区について、神戸港内における土地利用の状況変化に対応し、計画的土地利用と港湾の適正な管理運営を図るため、下記のとおり臨港地区の分区変更を行うものである。

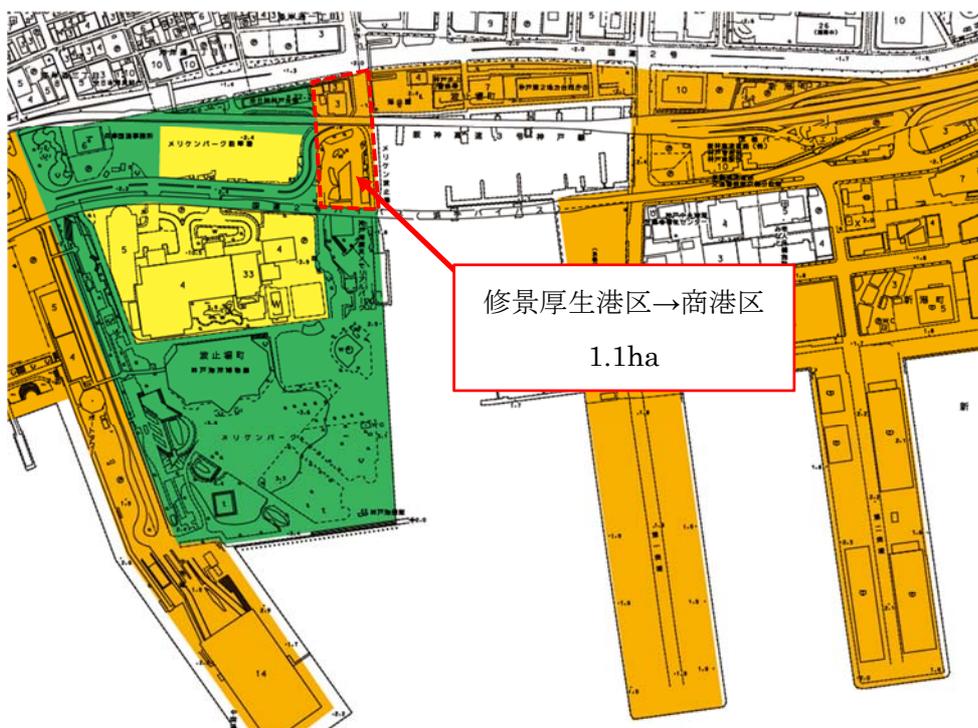
区 分	面 積		
	変 更 前	変 更 後	増 減
商 港 区	約1, 3 3 5. 5	約1, 3 3 6. 6	1. 1
工 業 港 区	約 6 7 7. 7	約 6 7 7. 7	
マ リ ー ナ 港 区	約 2. 4	約 2. 4	
修 景 厚 生 港 区	約 7 7. 2	約 7 6. 1	- 1. 1
無 分 区	約 1 0. 7	約 1 0. 7	
計	約2, 1 0 3. 5	約2, 1 0 3. 5	

【中突堤・高浜地区】

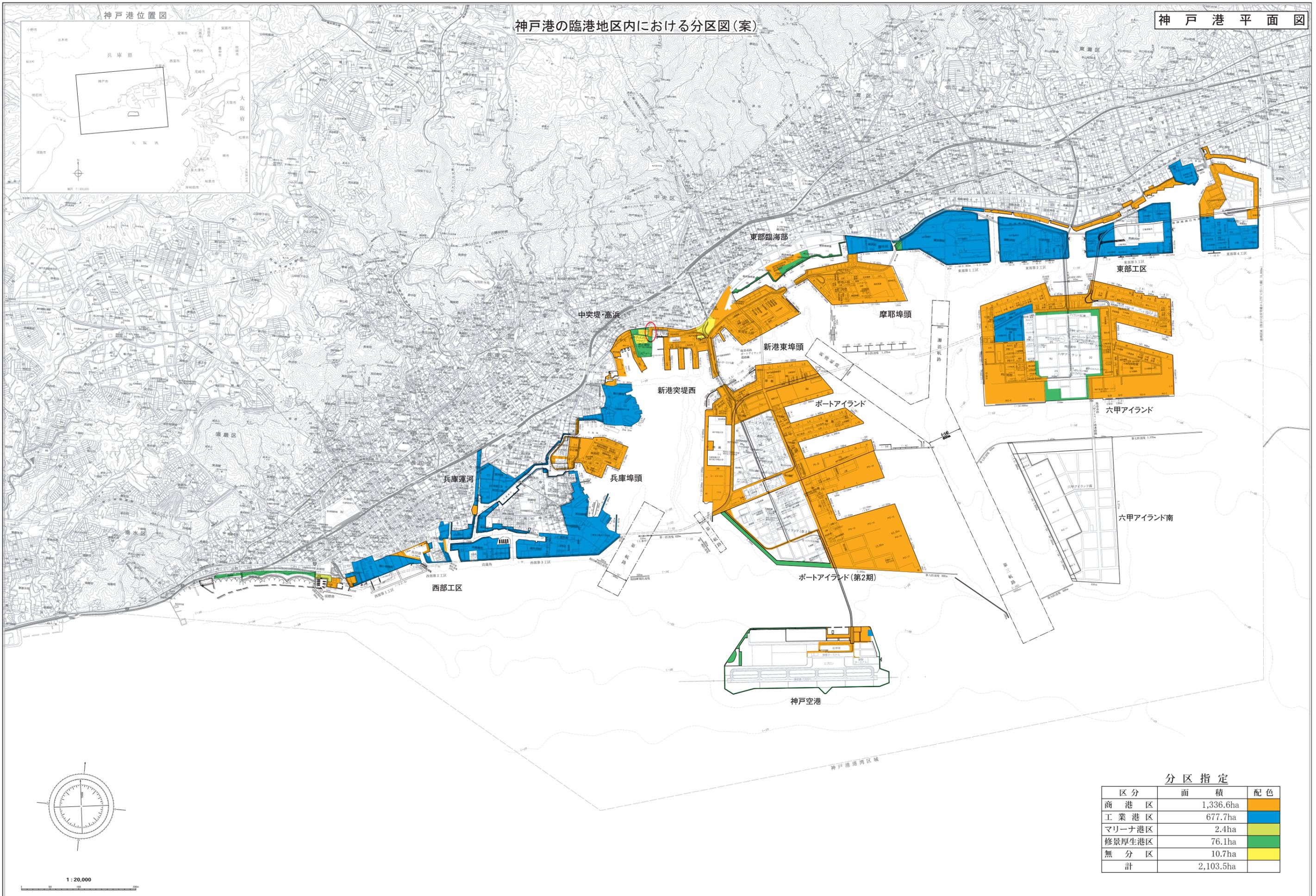
〈変更前〉



〈変更後〉



2. 神戸港の臨港地区内における分区図(案)



[参 考 資 料]

	頁
I. 臨港地区の概要	5
II. 神戸港の臨港地区内の分区における 構築物の規制に関する条例	7

I. 臨港地区の概要

1. 臨港地区とは

港湾は、船舶のけい留、航行に利用する水域と、その水域に隣接して貨物の取り扱いや生産活動等の港湾活動が行われる陸域とが一体となっはじめてその機能が十分に発揮できる。そのため、このような陸域を、都市計画法に基づき「臨港地区」として指定し、港湾管理者が一定の規制を行うことによって、港湾における諸活動の円滑化及び港湾機能の確保を図るものである。

2. 臨港地区指定の効果

臨港地区内では分区の目的に合わない構築物は原則として建設することができない。

現在、神戸市では臨港地区内に商港区、工業港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の4つの分区を設けて、「神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により、それぞれの分区の目的に合わない構築物の建設や用途の変更を禁止している（別表のとおり）。

また、分区指定された区域には、建築基準法第48条及び第49条の規定（用途地域及び特別用途地域の用途規制）は適用されない。

[参 考]

- ・ 商 港 区 … 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを主たる目的とする区域
- ・ 工 業 港 区 … 工場その他工業用施設を設置させることを主たる目的とする区域
- ・ マリーナ港区 … スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを主たる目的とする区域
- ・ 修景厚生港区 … その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを主たる目的とする区域
- ・ 無 分 区 … 港湾を一体的に管理運営する必要性から臨港地区に含める必要があるが、相当程度の一般的都市機能を有する土地利用に対応して、分区を定めず、用途地域等による建築規制によることとし、必要に応じて、地区計画等による建築規制を行う区域

[根拠法令]

- ・ 都市計画法 第8条（地域地区）
第9条
- ・ 港 湾 法 第2条（定義）
第38条（臨港地区）
第39条（分区の指定）
第40条（分区内の規制）
第40条の2（違反構築物に対する措置）
第41条（有害構築物の改築等）
第58条（他の法令等との関係）
- ・ 神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(別表)

臨港地区内の用途制限

用途		商港区	工業港区	マリナー港区	修景厚生港区
港湾施設 (港湾法 第2条 第5項)	(2) 外かく施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁	○	○	○	○
	(3) けい留施設 岸壁、けい船浮標、けい船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場、船揚場	○	○	○	○
	(4) 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河、ヘリポート	○	○	○	○
	(5) 航行補助施設 航路標識、船舶の入出港のための信号施設、照明施設、港務通信施設	○	○	○	○
	(6) 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋	○	○	×	×
	(7) 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所	○	×	○	○
	(8) 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場 危険物置場、貯油施設	○ ×	○ ○	×	×
	(8) -2 船舶役務用施設 船舶のための給水施設・給油施設・給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設	○	○	○	○
	(9) 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○
	(9) -2 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入・焼却・破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設	×	○	×	×
	(9) -3 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○
	(10) 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労働者の宿泊所・診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○
(10) -2 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設	○	○	○	○	
(12) 移動式施設 移動式荷役機械、移動式旅客乗降用施設	○	○	○	○	
事務所等 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、金融業、保険業、貿易関連業、通船業、梱包業、水先案内業、網取業、引船業、通関業、旅客自動車運送事業、水道・下水・ガスの供給処理施設、コンテナの修理業・賃貸業の用に供する事務所（これらの事業を行う者が相当数入居する事務所であって、市長が特に認めるものを含む）	○	×	×	×	
官公署 管区海上保安本部、警察署、消防署、港湾管理事務所 地方入国管理局、税関、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、海運監理部、港湾建設局、地区麻薬取締官事務所、農林水産消費技術センター、食糧事務所、通商産業検査所、通商事務所、航海訓練所、船員地方労働委員会、地方海難審判庁、地方電気通信監理局、都道府県労働基準局、公共職業安定所（これらの官公署が相当数入居する事務所であって、市長が特に認めるものを含む）	○ ○	○ ○	○ ×	○ ×	
工場等 原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造業、食料品製造業、繊維工業、木材又は木製品の製造業、化学工業、石炭製品製造業、ゴム製品製造業、コンクリート製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、機械製造業、電気機械製造業、輸送用機械器具製造業及びこれらの関連事業の用に供する事業所及び研究施設 電気事業、ガス事業、熱供給事業、水道事業の用に供する事業所及び研究施設	×	○	×	×	
その他の施設	情報処理施設	○	×	×	×
	電気通信施設	○	○	×	×
	中央卸売市場	○	×	×	×
	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する梱包場、加工場、検査場	○	×	×	×
	診療所	○	○	×	○
	レクリエーション用船舶のための用具倉庫、船舶上架施設その他の船舶管理施設	×	×	○	×
	レクリエーション用船舶の利用者のためのクラブハウス	×	×	○	×
	マリナー施設の利用者のためにマリナー施設の附帯施設として一体的に整備されたスポーツ施設及びレクリエーション施設	×	×	○	×
図書館、博物館、水族館、展示場、会議施設、展望施設	×	×	×	○	
便益施設	専ら宿泊の用に供する旅館及びホテル（宿泊者のための食堂等の便利施設を有するものを含む）（ただし、風俗営業を除く。港湾関連用地を除く。）	○	×	×	×
	当該区分内の施設を利用する者のための売店（ただし、風俗営業を除く。）	○	○	○	○
	ガソリンスタンド	○	○	×	×
	舶用品、海洋用品その他これらに類する物品を販売する店舗	○	×	○	×
	当該区分内の施設を利用する者のための飲食店（ただし、風俗営業を除く。）	○	○	○	○
	食料品及び日用生活用品を販売する店舗（ただし、交流厚生用地に限る。）	○	×	×	×
娯楽施設（ただし、風俗営業を除く。交流厚生用地に限る。）	○	×	×	×	

※附帯施設は、専ら居住の用に供するものを除く。

※市長が公益上やむを得ないと認めて許可した構築物については、建築できる場合があります。

Ⅱ. 神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(平成 5 年 10 月 5 日条例第 28 号)

神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和 33 年 10 月条例第 17 号)の全部を改正する。

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。)第 40 条第 1 項の規定により、神戸港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この条例において「商港区」、「工業港区」、「マリーナ港区」又は「修景厚生港区」とは、それぞれ法第 39 条第 1 項に規定する商港区、工業港区、マリーナ港区又は修景厚生港区をいう。

(禁止構築物)

第 3 条 法第 40 条第 1 項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げる分区の区分に応じ、当該各号に定める構築物以外の構築物とする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可した構築物を除く。

- (1) 商港区 別表第 1 に掲げる構築物
- (2) 工業港区 別表第 2 に掲げる構築物
- (3) マリーナ港区 別表第 3 に掲げる構築物
- (4) 修景厚生港区 別表第 4 に掲げる構築物

(施行細目の委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第 5 条 法第 40 条第 1 項の規定に違反したものは、5 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建設工事中の構築物については、当該建設工事が完了するまでの間は、この条例による改正前の神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の神戸港の臨港地区内の分区における構築物

の規制に関する条例第 3 条ただし書の規定による承認は、この条例第 3 条ただし書の規定によりした許可とみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 9 号まで、第 9 号の 3 から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、金融業、保険業、貿易関連業その他市長が指定する事業の用に供する事務所（これらの事業を行う者が相当数入居する事務所であって、市長が特に認めるものを含む。）及びこれらの附帯施設（専ら居住の用に供する附帯施設を除く。以下同じ。）
- (3) 地方入国管理局、税関、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、海運監理部、港湾建設局、管区海上保安本部、警察署、消防署、港湾管理事務所その他市長が指定する官公署の用に供する事務所（これらの官公署が相当数入居する事務所であって、市長が特に認めるものを含む。）及びこれらの附帯施設
- (4) 情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
- (5) 中央卸売市場及びその附帯施設
- (6) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する梱包場、加工場及び検査場並びにこれらの附帯施設
- (7) 診療所その他市長が指定する福利厚生施設
- (8) 市長が指定する旅館、ホテル、商店、飲食店その他便益施設（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 4 項に規定する風俗関連営業の営業所を除く。以下同じ。）

別表第 2（第 3 条関係）

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- (2) 市長が指定する製造業若しくはその関連事業又は電気事業、ガス事業、熱供給事業若しくは水道事業の用に供する事業所及び研究施設並びにこれらの附帯施設
- (3) 前表第 3 号に掲げる構築物
- (4) 電気通信施設及びその附帯施設
- (5) 前表第 7 号に掲げる構築物
- (6) 市長が指定する商店、飲食店その他便益施設

別表第 3（第 3 条関係）

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 5 号まで、第 7 号、第 8 号の 2、第 9 号、第 9 号の 3 から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨットその他の船舶（以下「レクリエーシ

ヨ用船舶」という。)のための用具倉庫、船舶上架施設その他の船舶管理施設

- (3) レクリエーション用船舶の利用者のためのクラブハウスその他市長が指定する福利厚生施設
- (4) 市長が指定するスポーツ施設及びレクリエーション施設
- (5) 管区海上保安本部、警察署、消防署、港湾管理事務所その他市長が指定する官公署の用に供する事務所及びこれらの附帯施設
- (6) 市長が指定する商店、飲食店その他便益施設

別表第4(第3条関係)

- (1) 前表第1号に掲げる構築物
- (2) 図書館、博物館、水族館、展示場、会議施設、展望施設その他これらに類する施設で市長が指定するもの及びこれらの附帯施設
- (3) 前表第5号に掲げる構築物
- (4) 別表第1第7号に掲げる構築物
- (5) 市長が指定する商店、飲食店その他便益施設